

明治漁業法による定置漁業権の変遷

——北海道寿都郡を事例に——

服 部 亜由未

1. はじめに

本稿は、北海道寿都郡を事例に、明治漁業法による各魚種の定置漁業権の変遷を明らかにし、ニシン漁獲量変動との関連性について考察する。旧明治漁業法（1901年4月公布、1902年施行）を改正した「明治漁業法」（1910年4月施行）によって、漁業権は定置漁業権・区画漁業権・特別漁業権・専用漁業権の4種類に分けられ、操業の許可は、行政官庁の免許によって付与された。これらの漁業権は、私権として相続、譲渡、売買などを行うことができたため、漁業権所有者の経営状況によって、その所有者は変化した。戦後には、漁業権制度改革により1949年に新漁業法が施行されると、1951年9月に「明治漁業法」による漁業権は消滅した。4種類の漁業権のうち専用漁業権については、秋道（2021）によって、各免許番号に対する所有者の整理がなされている。

しかし、定置漁業権をはじめ他の漁業権については、その詳細は明らかになっていない。特に、この時代の北海道西海岸においては、当初はニシン漁業が盛んであり、多くの定置網が設置されたが、後に南から徐々に獲れなくなっていった。したがって、ニシンの定置漁業権数は、多くかつ変動が激しかったと考えられる。ニシンは、イワシと共に海の表層で生活する「浮魚」に分類される。浮魚は、産卵・索餌のために広い範囲を回遊し、多くが群れとして行動するため、資源変動量が大きく、漁獲量も地域によって大きな差が生じた。山口（1926）が春鯨（北海道・サハリン系ニシン）の年齢によってその回遊状況を示したように、春鯨は北海道の周りを大きく回遊し、5～7年半生の成魚になると、3～5月頃に産卵のために、北海道西海岸へ大群で押し寄せた。それ

ゆえ、3～5月頃の西海岸には、海岸に近づくニシンを狙い、沖合に定置網（建網）を仕掛ける漁業者や、海岸近くに刺網を使って獲る漁業者が多数存在した。しかし、ニシン漁業の盛衰の激しき、漁家数の多き、変化の激しきから、北海道全域におけるニシン漁家の全容は把握できていない。

山田健は、北海道立文書館所蔵の『免許漁業原簿』の資料的性格を解明し、特定の地域¹⁾かつニシン漁業に限定されるものの、明治漁業法が消滅する1951年までのニシン定置漁業権の所有権、貸借権を丹念に整理した（山田 1981など）。山田（1985）によれば、北海道では、明治漁業法に基づき、1902（明治35）年7月1日付でニシン定置漁業権として免許を受けたことにより、一定した書式のもとに『免許漁業原簿』に登載されるようになった。しかし、1902年当初の『免許漁業原簿』は、現在、確認されておらず、大正初期に旧免許漁業原簿から転記された²⁾と考えられる『免許漁業原簿』が、北海道立文書館に所蔵されている³⁾。

『免許漁業原簿』には、ニシン定置漁業権に限らず、免許漁業全般に及ぶ漁業権（多くが定置漁業権）について記載されている。順不同に各漁業権の情報が記載され、「免許番号欄」には、郡名、漁獲物、漁業権のそれぞれ頭文字と番号を組み合わせたものが書かれた。たとえば、寿都郡のニシンの定置漁業権であれば、「寿鯧定第〇号」となる。各漁業権に対して、「表題部」、「甲区」、「乙区」、「丙区」、「丁区」の記載欄があり、欄が不足した場合には、違うページに続けられた。「表題部」には、「免許年月日」、「漁場」⁴⁾、「漁業ノ種類及名称」、「漁獲物ノ種類」⁵⁾、「漁業時期」、「存続期間」の欄が設けられた。存続期間は漁獲物によって異なり、5年または20年が多い。存続期間が過ぎると、更新の登録もしくは「存続期間満了ニ因リ漁業権ノ消滅ヲ登録」した上で、「本号ノ登録用紙ヲ閉鎖」した。しかし、存続期間中にも関わらず、何らかの理由で「抛棄ニ因リ漁業権ノ消滅ヲ登録」する場合も多かった。「甲区」には、漁業権所有者の住所と氏名、所有権取得日、取得の理由や、村税滞納による漁業権の差押などの情報が順に記された。また、漁業権は、所有者と経営者が異なる場合もあり、「丁区」には、賃貸権について記された。

植田（2017）は、余市町を事例に、『免許漁業原簿』と余市町の会議録など

を用い、1910～20年代のニシン定置漁業権の実態を明らかにした。ここでは、有力資産家による定置漁業の急速な合理化が指摘されているものの、ニシン漁業のみ、一地域の事例にとどまっている。余市町で確認された動きは、他地域でもみられるのか、またニシン漁業以外の魚種にどのような変化があるのかについても、検討する必要がある。

そこで、本稿は『免許漁業原簿』をもとに、ニシンに限定せず、他の魚種の定置漁業権と組み合わせて漁業権所有者の変遷を明らかにし、ニシン漁獲量変動との関連性について考察することを目的とする⁶⁾。対象地域は、山田や植田が対象とした地域よりも、早い段階でニシン漁獲量が減少した地域、すなわち、南部に位置する北海道寿都郡とする。

2. 研究手法

本研究では、北海道立文書館所蔵の『免許漁業原簿』を資料として用いる。寿都郡の漁業権については、帳簿3冊⁷⁾に257の漁業権分が記されている。

まず、『免許漁業原簿』をもとに各漁業権について、所有者の氏名、住所、漁業権を取得した年月日と理由、漁業権所有期間をExcelに入力し、データベースを作成した。なお、漁業権は、所有者と実際に経営する者が異なる場合もあるが、本研究では所有者に限定する。次に、このデータベースにより、各漁業権における所有者の変遷履歴、所有権取得の理由、所有者の地域および形態別の変遷履歴を整理する。そして、ニシンおよび他漁業の定置漁業権数の推移、漁業権所有者の居住地域や形態の変遷とニシン漁獲量変動との関連性を考察する。

3. 寿都郡におけるニシン漁獲量の推移

北海道寿都郡は、1869（明治2）年国郡制設定により、後志国の1郡として成立した。寿都湾に面し、沿岸距離は約15kmである。東部を歌棄郡、西部を島牧郡と接した。大正初期には、郡内の沿岸部に政泊村、寿都町、樽岸村、内陸部に湯別村、黒松内村があった（図1）。1923（大正12）年に湯別村が樽岸村に合併し、1933（昭和8）年に政泊村が寿都町に合併し、1955年には、樽岸村の一部、歌棄郡歌棄村、磯谷郡磯谷村が寿都町に合併した。また、内陸部

は樽岸村の一部と黒松内村、歌棄郡熱郷村が合併して三和町、1934年に黒松内町と改称した。よって、現在の寿都郡には、寿都町と黒松内町の2町が存在する。

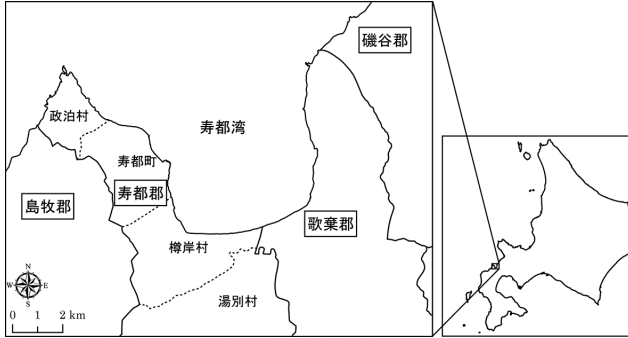


図1 大正初期の寿都郡沿岸部

寿都郡のニシン漁獲量（図2）は、1887（明治20）年から1917（大正6）年までは、最大で43,203トン（1902年）、最小でも7,485トン（1895年）と、平均で約2万トンの漁獲量があった。しかし、1918年には寿都郡全体で41トンと、ほとんど漁獲量がない年が出現した。その後、再び数年間は1万トン以上の漁獲量を確認できるが、昭和期にはニシン漁獲量の皆無状態に陥った。すな

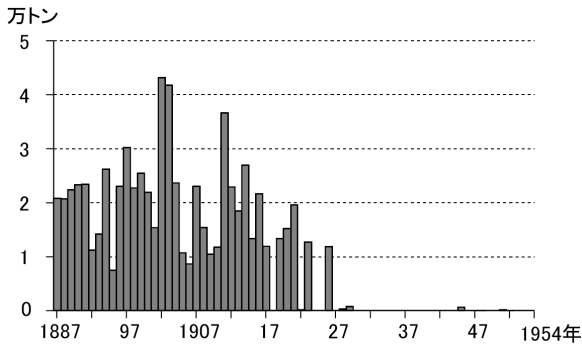


図2 寿都郡のニシン漁獲量（1887～1954年）

『北海道春ニシン統計資料第3号』（中央水産試験場集計・提供）により作成。1石を0.75トンとして計算。

わち、寿都郡においてニシン漁業が成立していた時代は、大正期までと言える。

4. 定置漁業権所有者の変遷

(1) ニシン

寿都郡の『免許漁業原簿』に記載されているニシン定置漁業権（図3）は、全部で81ヶ統分ある⁸⁾。その大部分が明治期に免許許可され、旧免許漁業原簿より転記されたものであり、大正初期以降に許可されたものは、3ヶ統にとどまる。このうち2ヶ統（寿鯨定第141・142号）は、寿都町の中田忠蔵によって、1913年および1916年に取得された。その後、1922年に、寿都郡における最後の新規ニシン定置漁業権（寿鯨定第143号）が、寿都町の田畑善作と歌棄郡の佐藤孝二による共同漁業権として許可された⁹⁾。ただし、この共同漁業権は、長く続かず、1926年には消滅している。

ニシン定置漁業権の存続期間は、20ヶ年である。よって、明治漁業法に基づき、1902年7月1日に許可された漁業権は、1922年6月30日までが期間であった。大正初期に存在した漁業権の多くは、存続期間満了後に更新がなされたが、3ヶ統（寿鯨定第81・82・96号）は存続期間中に放棄された。なお、明治期に消滅した漁業権は、『免許漁業原簿』に記載されていないため、存続期間中に消滅した漁業権は、これよりも多い可能性がある。最終的に、新漁業法により、すべての漁業権は1951年9月1日に消滅した。

相続、譲渡、贈与、売買などによって、漁業権所有者は変更された。図3には、漁業権所有者の内訳を分類し、漁業権取得の理由を記号で記している。取得理由に着目すると、家督相続によって、妻や兄弟、子どもなどに所有者を変更する場合もみられる（31回）。しかし、それ以上に、売買によって、異なる家や団体が漁業権を取得している（63回）。たとえば、政泊村の松井峰蔵が1902年に取得した寿鯨定第9号は、1911年に寿都町の薄田太蔵が購入したが、再度1918年に松井が購入し、その後、1922年に札幌市の株式会社北海道拓殖銀行に譲渡され、さらに、1942年に函館市の稲見弥一郎に贈与されている。すなわち、ニシン定置漁業権自体は継続していても、その所有者は、変化していると言える。

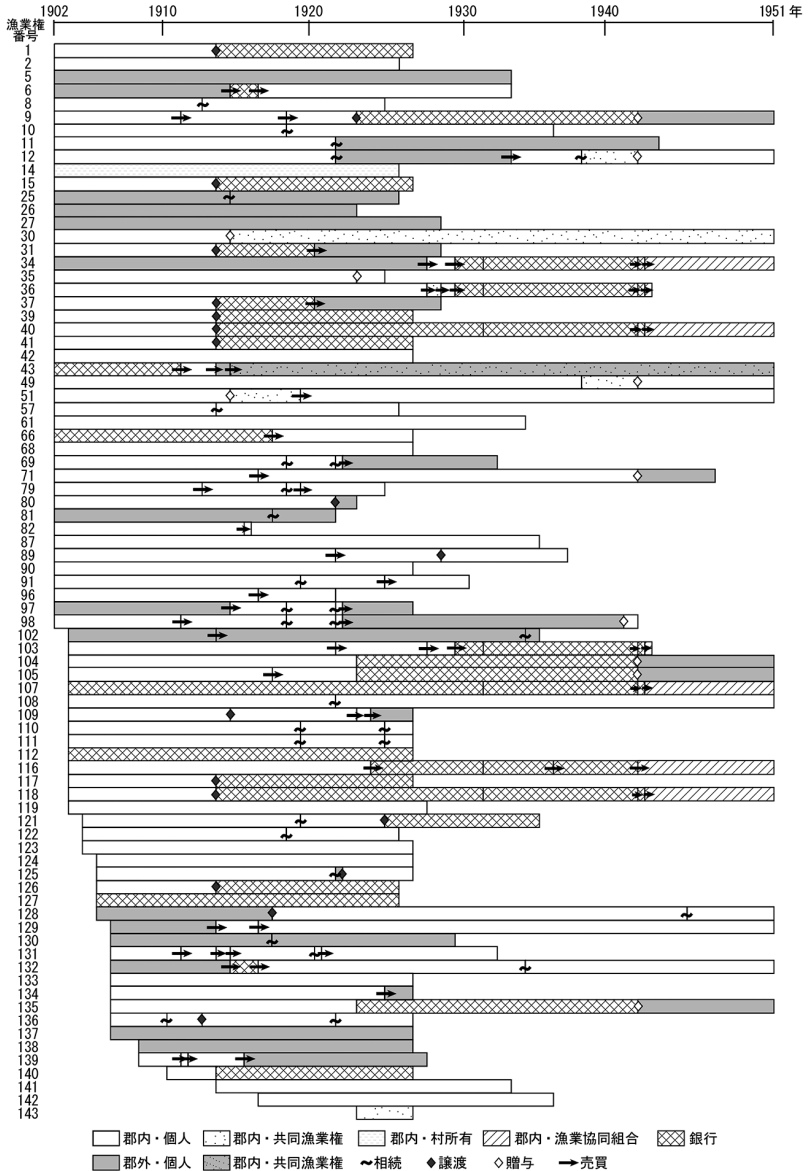


図3 寿都郡におけるニシン定置業権の変遷 (1902～1951年)

『免許漁業原簿 寿都郡』(北海道立文書館所蔵、A11-1/3613～3615) により作成。

寿都郡におけるニシン定置漁業権数は、1925年に73ヶ統から66ヶ統へ、翌年には42ヶ統へと大きく減少した。その後も漁業権の放棄が進み、1951年の新漁業法による漁業権消滅直前には、18ヶ統のみであった。

所有者の内訳を整理すれば、明治期は寿都郡内の個人所有が多いものの、大正期には郡内・郡外の銀行¹⁰や共同漁業権による団体所有が増え、昭和期になると、その割合は半分になった（図4）。ただし、1931年に設立した合同漁業株式会社による所有は、寿都郡では見られない。また、銀行所有の漁業権は、1942年に無限責任寿都漁業協同組合（後に寿都漁業会）に購入され、1951年まで存続している（図3）。

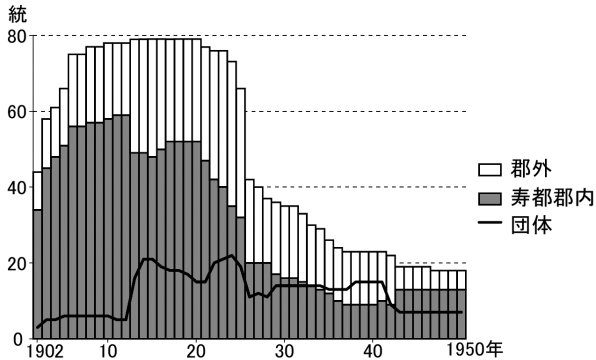


図4 寿都郡におけるニシン定置漁業権数（1902～1950年）

『免許漁業原簿 寿都郡』（北海道立文書館所蔵、A11-1/3613～3615）により作成。

(2) ニシン以外の魚種

ニシン定置漁業権以外の定置漁業権は、寿都郡ではどのような種類があり、その変遷はいかなるものだったか。『免許漁業原簿』には、ニシン以外の魚種についても記載があるため、本資料から1902～1950年の寿都郡における他の定置漁業権を整理する。ただし、残された資料の性格上、ニシンと同様に、明治期に放棄された漁業権については、詳細を把握できない点に注意が必要である。

大正初期の寿都郡では、コウナゴ（イカナゴ）、カレイ、ホッケ、サケ、イワシ、マグロの順に、定置漁業権数¹¹が多かった（図5）。このうち、ホッケ

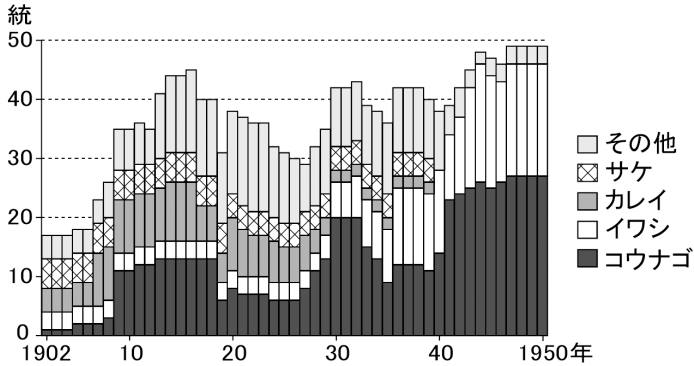


図5 寿都郡におけるニシン以外の定置漁業権数 (1902～1950年)

『免許漁業原簿 寿都郡』(北海道立文書館所蔵、A11-1/3613～3615) により作成。

やマグロは昭和期に減少したため、図5では「その他」に分類している。「その他」には、他にイカ、タナゴ、ブリ、ウグイ、サバの定置漁業権を含む。コウナゴ定置漁業権は、大正末期には一旦減るものの、昭和初期に再び増え、1947年には27ヶ統となる。1930年代後半に増加したイワシ定置漁業権とあわせて、1943年以降1951年に明治漁業法による漁業権が消滅するまで、ニシン以外の定置漁業権において9割以上を占めた。さらに言えば、同時期ニシン定置漁業権数は20ヶ統以下であったため、ニシンよりもコウナゴの方が多かった。

一部のサケ、イワシ、マグロ、ブリなどで20ヶ年の存続期間が定められているが、多くは5ヶ年の存続期間であった。5年の免許存続期間が経つと、再度5ヶ年の更新を登録した。しかし、ニシン定置漁業権同様に、存続期間満前に漁業権を放棄するものも多かった。

『北海道沿岸漁場図』(北海道立文書館所蔵)は、北海道庁経済部水産課によって測量された、縮尺5000分の1の沿岸漁場図である。『免許漁業原簿』への登録時に提出された漁場図の所在は明らかでないため、この沿岸漁場図が一時点における全漁業権の位置を知ることができる資料となる。寿都郡の沿岸部は、3枚に分けられている。

図6は、寿都郡の『北海道沿岸漁場図』の画像データについて、GIS上で幾何補正を行い、漁場図に描かれた定置漁業権の魚種とその番号を記した。寿都

郡の『北海道沿岸漁場図』には、「昭和12年6月測」とあるが、その後、消滅した漁業権には、漁業権番号の上を赤色の二重線と「消」のスタンプで消され、新設や番号変更は黒のペンや鉛筆で書き加えられている様子を確認できる。また、『免許漁業原簿』の番号と照らし合わせると、『北海道沿岸漁場図』は、1951年に明治漁業法が消滅する直前の漁業権の位置を描いていると考えられる。したがって、図6は、寿都郡における1950年頃のすべての定置漁業権の位置を示している。

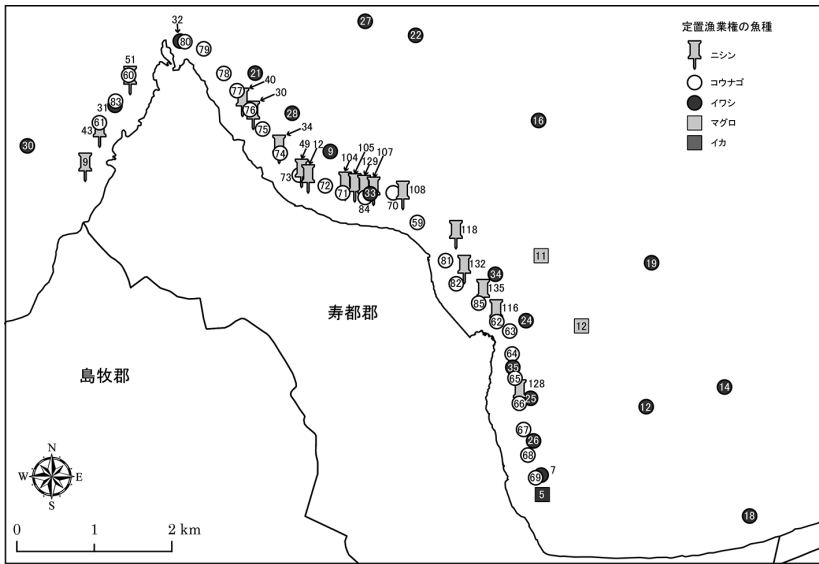


図6 寿都郡における1950年頃の定置漁業権図

数字は定置漁業権の番号を示す。『北海道沿岸漁場図』（1937年測量、北海道立文書館所蔵、Ma-1/4978~4980）により作成。

『北海道沿岸漁場図』（図6）より、コウナゴとニシンの漁場は近接していたことがわかる。加えて、コウナゴの漁業時期は主に5月から8月にかけて、ニシンは主に3月から5月にかけてであり、漁業時期がやや重なった。そのため、『免許漁業原簿』におけるコウナゴの定置漁業権の欄には、「一、鯧稚魚出現中ハ施網スヘカラス 二、鯧定置漁業施網中ハ施網スヘカラス」と、「条件又ハ

制限」が登録されていた。一方、イワシの漁業時期は、主に9月から12月にかけてであったため、ニシンの漁場に近い漁業権についても、ニシン漁業に関わる条件や制限はなかった。

5. 定置漁業権とニシン漁獲量との関連性

寿都郡のニシン漁獲量は、1902年に最大漁獲量を記録した。しかし、その後は1万トンを満たさない年もあり、1924年、1925年に連続して漁獲量がなく、翌年の1926年は1万トンを超えるも、その年を最後に、全く漁獲量がない状態が続いた。ニシン定置漁業権数の推移と対応させると、ちょうど1925年、1926年に大きく減少しており、連続したニシン漁獲量皆無が定置漁業権を手放す契機になったと考えられる。

また、寿都郡より北の地域においては、1931年以降、合同漁業株式会社によるニシン定置漁業権所有が増える（植田 2017、服部 2023）。しかし、寿都郡では同会社の所有は全く見られない。これは、既にニシン漁獲量が全く期待できない状況にあったためと考えられ、早期のニシン漁獲量皆無が強く影響していたと言える。

さらに、寿都郡では、1942年を最後に、ニシン定置漁業権の売買や譲渡による所有者の変化は見られない。1942年以降は、漁業権を所有するものの、ニシン漁業をしていなかった可能性も考えられる。

その一方で、ニシン以外の魚種については、1930年代からコウナゴ、イワシを中心に定置漁業権の取得が増えた。1930年代から40年代にかけては、ニシン漁獲量が全く期待できない時代であったにもかかわらず、ニシンと漁場が近く、漁業時期が重なるコウナゴの定置漁業権は、新規登録の際に、ニシン漁業に配慮すべく条件や制限が付された。このことから、寿都郡においては、1930年代から40年代においても、ニシン漁業は特別扱いであったことが推測される。

6. おわりに

本稿では、北海道寿都郡を事例に、『免許漁業原簿』をもとに、ニシンに加

え、他の魚種についても定置漁業権所有者の変遷を明らかにし、ニシン漁獲量変動との関連性について考察した。

北海道では、明治漁業法による漁業権は、漁場図を添付して『免許漁業原簿』に登録された。しかしながら、当初の『免許漁業原簿』と漁場図は現存しておらず、大正初期に転記された『免許漁業原簿』と、1930年代から1951年まで使用された『北海道沿岸漁場図』のみが北海道立文書館に所蔵されている。そのため、明治期に放棄された漁業権は把握できず、1930年以前の漁場の場所は同定が難しい。このような資料的制約はあるものの、現存する『免許漁業原簿』は、複数の地域で長期にわたり定置漁業権所有者の実態が分かる貴重な資料である。山田健による先行研究に接続させるべく、筆者は寿都郡以外にも、ニシン定置漁業権および他の魚種の漁業権について、データベース化を進めている。

寿都郡では、1925年頃にニシン漁獲量皆無と、ニシン定置漁業権激減が連動して起こった。さらに、こうしたニシンの動きに応ずるかのように、同時期に他の魚種（主にコウナゴやイワシ）の定置漁業権の増加がみられた。また、他地域の事例で示されたような合同漁業株式会社所有、すなわち個人漁家によるニシン定置漁業権の合理化は、寿都郡では見られなかった。これは、早い段階でニシン漁獲量が皆無になったためと考えられる。ただし、これらの関係については、他地域の事例もふまえてさらに検討する必要がある。

本稿で寿都郡を事例に検討した結果、明治漁業法が施行されていた時代において、ニシン漁獲地域における全定置漁業権の変遷は、ニシン漁獲量の変動が大きく影響することが推測される。この点については、ニシン漁獲量が異なる地域間の比較検討を積み重ねて、検証を深めたい。

注

- 1) 山田健によるニシン定置漁業権の整理は、美国郡、古平町、余市町、高島郡、天売島、焼尻島、利尻島、礼文島にとどまる。
- 2) 明治期に登録された漁業権には、「旧免許漁業原簿第〇冊〇丁ヨリ移ス」と記載されている。
- 3) すべての地域・時代が所蔵されているわけではない。

- 4) 本欄に「別紙漁場図ノ通り」と記され、登録する際に漁場図が付されていたことが考えられるが、山田 (1990) が指摘するように、対応する漁場図の所在は現在のところ明らかでない。
- 5) 本欄には、一魚種名に続けて、カッコ書きで他の魚種名が列記される場合もあるが、最初に記された魚種名をその漁業権の魚種名とする。
- 6) なお、ニシン漁獲量変動が大きく異なる3地域(古宇郡、高島郡、増毛郡)を事例に、定置漁業権変遷の地域差の比較検討については、服部 (2023) で概要を報告し、別稿にまとめる予定である。
- 7) 『免許漁業原簿 寿都郡』(北海道立文書館所蔵、請求記号:A11-1/3613~3615)。
- 8) 「統」は漁業権を数える単位。
- 9) 『共同漁業権者名簿 寿都・磯谷・歌棄・島牧・古平・忍路郡』(北海道立文書館所蔵、請求記号A7-1/3725)。
- 10) 寿都町の株式会社寿都銀行(1931年に合併して、小樽市の株式会社北海道商工銀行となる)、株式会社北海道銀行(小樽市)、株式会社北海道拓殖銀行(札幌市)。
- 11) 他にもサケやイワシの特別漁業権や、昭和期には養殖業の区画漁業権も、わずかながら免許許可されていたが、本稿では、定置漁業権に限定する。

参考文献

- 秋道智彌 2021, 『明治～昭和前期漁業権の研究と資料』臨川書店。
- 植田展大 2017, 1910-20年代のニシン定置漁業における漁場利用の変容と生産地域の再編—余市郡余市町を事例として—, 歴史と経済 235: 32-47.
- 服部亜由未 2023, ニシン漁獲地域における定置漁業権の変遷, 日本地理学会発表要旨集 103: 259.
- 北海道立水産試験場 1956, 『北海道春ニシン統計資料第3号』。
- 山口元幸 1926, 練習性ニ関スル調査(第二冊), 北海道水産試験場編『水産調査報告第十八冊』。
- 山田健 1981, 天売・焼尻両島における鯨定置漁業権の変遷, 北海道開拓記念館調査報告 20: 35-52.
- 山田健 1985, 利尻島における鯨定置漁業権の存在形態—『免許漁業原簿』の内容と考察—, 北海道開拓記念館調査報告 24: 39-88.
- 山田健 1990, 北海道美国郡における鯨定置漁業権の変遷—『免許漁業原簿』を中心として—, 北海道開拓記念館調査報告 29: 161-184.

〔付記〕本稿は、日本学術振興会科学研究費補助費〔基盤研究(B)〕「順応的漁場環境ガバナンスにおける村落と家族」(課題番号：20H01392、研究代表者：池口明子)、同〔若手研究(B)〕「近代北海道におけるニシン漁家・漁獲地域の危機対応に関する研究」(課題番号：17K13582、研究代表者：服部亜由未)の研究成果の一部である。